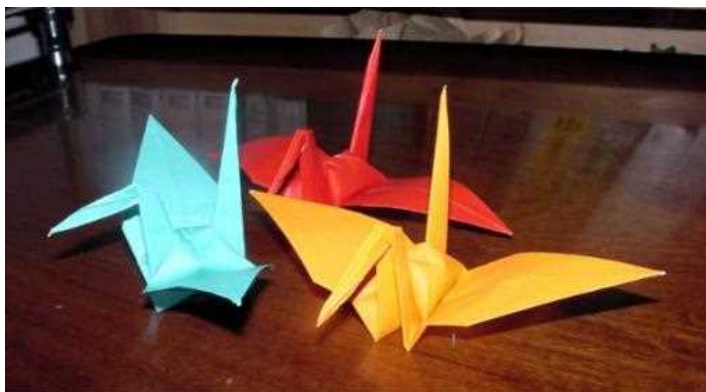


誰もが 生き活きと 学び 働き 暮らせる社会を目指して



特定非営利活動法人
JCI Teleworkers' Network



限りなき可能性のために
マイクロソフト社会貢献プログラム

創設者の履歴

- 昭和13年6月 徳島市で生まれる。
- 昭和37年4月 高等学校(商業科)教員となる。
- 昭和48年1月 徳島県情報処理教育センター創立と同時に入所し、以後、14年間、生徒実習、教職員研修、教育情報処理システムの開発に携わる。
- 昭和62年4月 現場に復帰。高等学校へのコンピュータシステムとインターネット環境の導入・整備と学習活動での有効利用を実践的に研究する。
- この間に、高等学校で使用する文部省検定教科書、情報処理検定試験用の参考書・問題集、専門誌へのレポートなどの執筆も行う。
- 平成11年3月31日、高等学校教員を定年退職、翌4月1日に、障害者、高齢者など、「社会生活・職業生活弱者」の自立を、ICT利活用技術の指導とテレワーク(在宅就業)の創出で支援することを目的として「JCI Teleworkers' Network」を創設(平成14年1月21日「特定非営利活動法人」に認証)する。

【現職】

- NPO法人JCI Teleworkers' Network 理事長
- 一般社団法人ソーシャルビジネス・ネットワーク 顧問
- 公益財団法人e-とくしま推進財団 理事
- 一般社団法人JCIアクセシビリティ協会 代表理事

創設の理念・経緯

「互いの個性と人格と生き方を尊重し合い、共存・共栄する社会」こそが、人間社会の真の在り様であり「働くことを通して自己実現を図り、社会に貢献すること」が、すべての人の権利であり義務であるとの強い思いから、平成11年4月に創設、平成14年1月に特定非営利活動法人に認証されました。

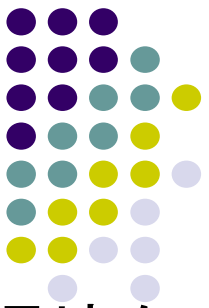
「心身の障害、難病、高齢などのために、社会生活・職業生活の中で弱者の立場を強いられている人たち(チャレンジド)の社会的・経済的自立の実現」を目指します。



Microsoft
Unlimited
Potential 
限りなき可能性のために
マイクロソフト社会貢献プログラム



取り組んでいる事業の独自性



- ICT（情報通信技術）の利活用技術を習得し、インターネット環境を活用することにより、各自の特性に応じた「生きる力」と「働く力」を身に付け、
- 「時間」と「場所」の制約から解放された、新しい「学び方」と「働き方」と「生き方」を創出し、自立・継続・発展するソーシャルビジネスを実現する。



「ソーシャルビジネス」とは、自らが第一義として掲げる「社会貢献の理念」に適わぬオファーは、潔く拒否し、経済的に自立・継続・発展する事業体であると理解している。

事業の創出と展開に当たっての基本理念

1. 誇りを持って取り組める仕事の創出

- ・働くことを通して、自己実現と社会貢献の喜びを実感するために、「障害者だからこそできる仕事」「障害者でなければできない仕事」を創出

2. 確かな仕事を実現する知恵

- ・「得手」を活かした
「分業・協業」による
チームプレイと「相互扶助」

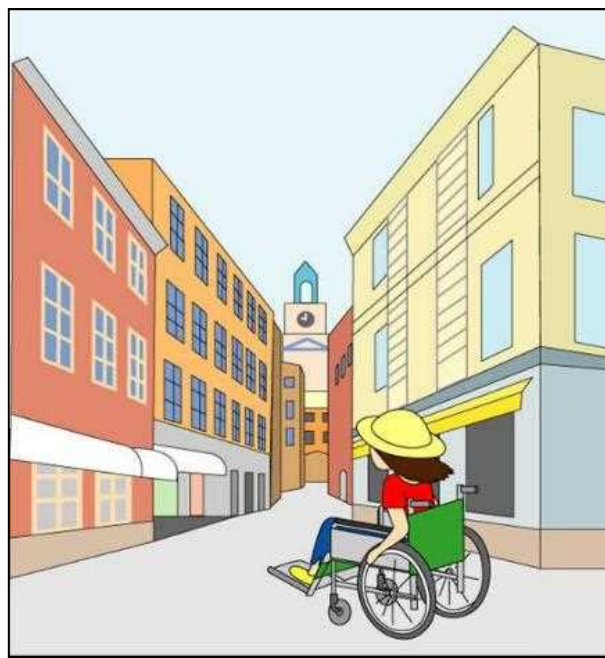


3. 逆転・反転の発想で、生き方の意識改革

- ・重度の「移動障害者」だから、職場に出向かなくても良い。
- ・私たちは、仕事を通して勉強します。

授業料は、本来、生徒が払うもの。

- ・「逆風」を「追い風」に変えるには、「回れ右」をすればよい。

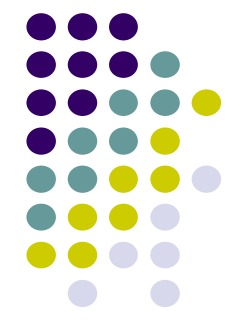


部門別事業内容

1 印刷物の作成

- ・印刷物の制作を受注し, 入力, 製版, 印刷, 製本
- ・点字シール貼付名刺, 500ページの冊子, 横断幕まで対応
- ・年間 約200件





2 データエントリー

- ・データベース構築用データ・Webショッピング用コンテンツの作成, 紙データの電子化, 議事録などのテープ起こし
- ・全ての作業を, ネットワーク環境を活用したテレワークで行える「仕組み」を構築



価格 29,000円 (税込30,450円) 送料込

▼下記商品リストからご希望の商品をお選びください。
カラー × サイズ

	グレー(GR)	ネイビー(N)
[M]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
[L]	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※…売り切れ

個数 1

商品についての問い合わせ
[左遷にメールですませる](#)
[クーポンに申し込む](#)
[お気に入り商品に追加](#)
[レビューを書く](#)

メンズ商品詳細

ブランド名 マーフィー&アイ

商品名 【メンズ】丸首セーター

表記サイズ [M] [L]

実寸サイズ
[M]身幅48cm 肩幅40cm 着丈64cm
[L]身幅52cm 肩幅44cm 着丈68cm

素材・カラー
ウール100% 合成皮革使用
グレー(GR)・ネイビー(N)

説明
★上品な貫持セーターは既沢感たっぷりな1枚。
★シンプルなのに存在感あふれるセーターはブル
使えるアイテム！
★持っておくと便利なアイテムです！

備考
★サイズにつきましては若干の誤差はご了承くださいませ。
★現在在庫がない商品につきましては、お取り寄せが可能な場合
もございますので、お問合せください。[M・L]

MEIKO UESAKO ミエコウエサコ2007年秋冬新作コレクション

26,250円(税込)	17,850円(税込)	16,800円(税込)	18,900円(税込)
24,150円(税込)	45,150円(税込)	45,150円(税込)	2,940円(税込)
1,890円(税込)	1,890円(税込)	9,030円(税込)	8,190円(税込)





3 Webサイト・システムの設計・開発

- ・依頼者との協議による基本設計から、Webサイトの制作、開設作業、開設後の維持・更新作業、自主運営までの支援
- ・アクセシビリティJIS 完全対応
- ・既存サイトのアクセシビリティ化診断・評価・修正

The collage displays four distinct web designs:

- Top Left:** A website for '障害者(児)福祉のしおり' (Disability Welfare Leaflet). It features a vertical sidebar with numbered links (1-7) and a main content area with a large illustration of a person.
- Top Right:** A website for '社団法人 徳島雇用支援協会' (Dejima Employment Support Association). It has a header with the organization's name and a navigation menu with tabs like 'トップページ' and 'INFORMATION'.
- Middle Left:** A website for 'ablefoods.'. It features a large image of a food dish (possibly a roll) and a sidebar with various product or service categories.
- Middle Right:** A website for '有限会社 KT.aera'. It has a header with the company name and a navigation menu. The main content area features a large illustration of a tree and a family (a man, a woman, and a child).



4 パソコン要約筆記者の派遣

- ・手話が理解できない聴覚障害者の「聞こえ」を保障するために、講演会・講習会での講義内容を、その場でパソコンに入力し、プロジェクタを通して、スクリーンに投影
- ・本会が運営するIT講習会のほか、各種フォーラム・研修会、聴覚障害者のグループ研修などにチームとして派遣



団体の構成・運営



1 構成

- ・理事長，事務局長，理事，正会員（約50名，90%超が職業生活弱者）

2 事業

- ・テレワーカー・テレワークコーディネーターの育成
- ・テレワークの受注（中央省庁・県・市・民間団体・個人）
- ・会員への広報（公式サイト，自主エントリー）

3 独自性

- ・業務の分配，進捗管理と指導，検品・納品・代金決済・報酬支給までを，**団体が統括管理・運営**
- ・入会金・会費は**徴収せず**，会員は，業務で得た収入から，各自，**応分の事務費**を，団体の運営資金として納付



マイルストーン(里程標)

最初の9年間で実施した事業のうち、
団体が「確かな一歩」を刻み、
次なる前進の足場となった事業です。

- (1)「徳島県障害者テレワーク促進事業」を受託(2001年)
- (2)「徳島県パソコンリサイクル事業」を受託(2002年～2004年)
- (3)「マイクロソフト社UPプログラム」に参画(2004年～2007年)
- (4)「NPOアクセシビリティ支援プログラム」に参加(2004年～)

(2001年)

(1)「徳島県障害者テレワーク促進事業」を受託

- ・全県の障害者を対象に、地域別(県下8か所), 障害種別(身体・聴覚・視覚・知的), ステップアップパソコン講習会を実施



(原点となった施設訪問講習会)



(2002年~2004年)

(2) 徳島県より「パソコンリサイクル事業」を受託

・再生技術の習得と正規ライセンスの基本ソフト・アプリケーションソフトの提供を可能にするため、NPO法人イー・エルダー、日本IBM社、マイクロソフト社が提携して行なう「リユースPC寄贈支援プログラム」及びマイクロソフト社が行なう「MAR」プログラムに参加し、再生処理工場の指定を受けた。

約1ヶ月 (夕刊) 2004年(平成16年)3月6日 土曜日



中古パソコン 足りない

障害者のリサイクル作業支援

鳴門のNPO法人「JCI」

69譲渡希望83人 提供を呼び掛け

パソコンを通じて障害者の就労や社会参加を自覚するNPO法人「JCI」テレワークネットワーク

（猪子和幸代表、鳴門市大麻町）が、個人や多量の中古パソコンの提供を呼び掛けている。譲り受けた中古パソコンを、障害者のタフが手を加えて再生。希望する障害者に無償提供しているが、再生するたのめの中古パソコンが不足している。

JCIは、〇〇年九月、〇三年九月、日本IBM、東の委を受けて、Mとマイクロソフト社が共同支援し、NPO法人「JCI」を設立。鳴門市内にある猪子代表の家の一室の「リユースパソコン」を再生工場として開設。贈プログラム「事業」に参同市の広域圏を通じて、マイクロソフト社から新設の基本ソフトや呼び掛け、集まったパソコンや各種ソフトのコンに運ばれ、障害者が無料で提供を受け、本格的に取組んでいる。

昨年度は十台の中古パソコンが集まり、三十台のパソコンを障害者に提供したが、今年度は希望者八十三人に対し、提供できたパソコンは十台（二月末現在）。障害者六十九人が順待ち状態。

猪子代表は「買い替えなどとして、いらないパソコンは捨てるのではなく、ぜひ使ってほしい」と呼び掛けている。

中古パソコン再生する障害者ら「鳴門市大麻町の再生工場」

(2004年～2007年)

(3) マイクロソフト社「UPプログラム」に参画

- ・平成16年7月から開始，10月に徳島県後援の合意書への調印・と共同発表会を開催
- ・障害種別・IT活用分野別講習会・研修会を開設・運営



- ・平成20年度からは「コミュニティITスキルプログラム」(「UPプログラム」をさらに拡大した世界規模のプログラム)に参画し，特定非営利活動法人e-AT利用促進協会の協力団体として，ICT利活用を基盤とした障害者の就労支援事業を全国的に展開

(2004年～2007年)

(4)「NPOアクセシビリティ支援プログラム」に参加

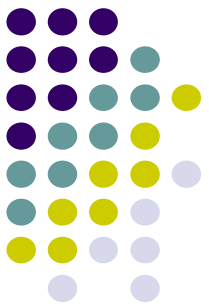
- ・NPO法人イー・エルダーが、NTTPCコミュニケーションズと 共同で行う「Webサイトアクセシビリティ対策(高齢者・障害者ほかに優しいサイト)」支援事業
- ・平成16年11月の企画申請で助成対象団体(第1位)となり、実験・実証的成果物のコンテストでも、優秀賞を受賞



【Webアクセシビリティセミナー】への参加
(2006年6月, 総務省・毎日新聞社後援)



授賞式の参加者たち



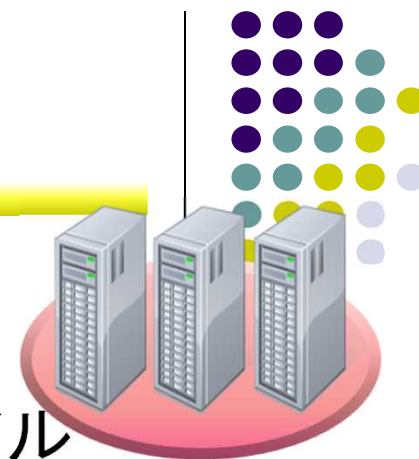
安全な環境 での, 信頼性の高い「テレワーク・ビジネス」の 全国展開 に向けたロードマップ

- (1) テレワークに特化した「ICT基盤」の整備
 - ① 「総務省地域雇用創造ICT絆プロジェクト」交付金事業を受託し「JCI在宅就業支援センター」を構築（平成22年）
 - ② 「総務省ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」に採択され「とくしまテレワークサポートセンター」を構築（＼27年）
- (2) e-ラーニングによる障害者IT技能養成科職業訓練の実現（＼25年）
- (3) テレワークに特化した「ICT技術者」育成の全国展開
 - ① 「徳島県地域創生人材育成事業」を受託し、テレワーカーとテレワーク・コーディネータ育成講習を実施（＼27年～29年）
- (4) 雇用契約に基づく、完全在宅・フルタイム就職の実現
- (5) 「一般社団法人アクセシビリティ協会」の設立

(1) テレワークに特化した「ICT基盤」の整備①

- ◆ 平成22年度総務省事業「地域雇用創造ICT絆プロジェクト」に応募した「プライベート・クラウド活用によるテレワークビジネス推進事業」が採択され、
- ◆ 【JCI在宅就業支援センター】を構築
 - ① eラーニングシステム
 - ② 在宅業務管理システム
 - ③ シンククライアントシステムを実装しており、
- ◆ 強固なセキュリティで守られた、安心・安全な環境でのテレワークを実現

JCI在宅就業支援センターの構成



(1) 「eラーニングシステム」によるICT教育の提供

- ① eラーニングシステム 使用法・在宅業務マニュアル
- ② 基本ソフト・各種アプリケーションの使用法テキスト
- ③ 情報交換用掲示板他が実装・整備されている。

(2) 「在宅業務管理システム」によるテレワークの統括的管理

在宅就業を実施する上で必要とされる項目を管理できる。

(3) 「シンクライアントシステム」によるクラウドコンピュータの利用

・クラウドコンピュータにアクセスしたのち、サーバ内で作業を行うため、ユーザのパソコンは、**不揃い・低機能**でも問題なく**高機能で豊富なソフトウェア**を利用して、

強固なセキュリティに保護された環境での在宅業務が可能。



(1) テレワークに特化した「ICT基盤」の整備②

- ◆ 平成27年度当初に，総務省が公募した「ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業」に応募し，採択された。
- ◆ 事業の概要は，
 - ・ サテライトオフィス/テレワークセンターを拠点に，都市部の企業が人を移動させ，都市部の仕事を地方でも変わらずにできる「ふるさとテレワーク」の環境を構築し，地域の実情や企業のニーズに応じた有効なモデルを検証
 - ・ サテライトオフィス/テレワークセンターの拠点において，生活直結サービスを提供する機能について実証

「とくしまテレワークサポートセンター」をICT基盤とした、ふるさとテレワーク推進のための地域実証事業



～人を育て、地域を育て、未来を創るテレワーク基盤創出プロジェクト鳴門～

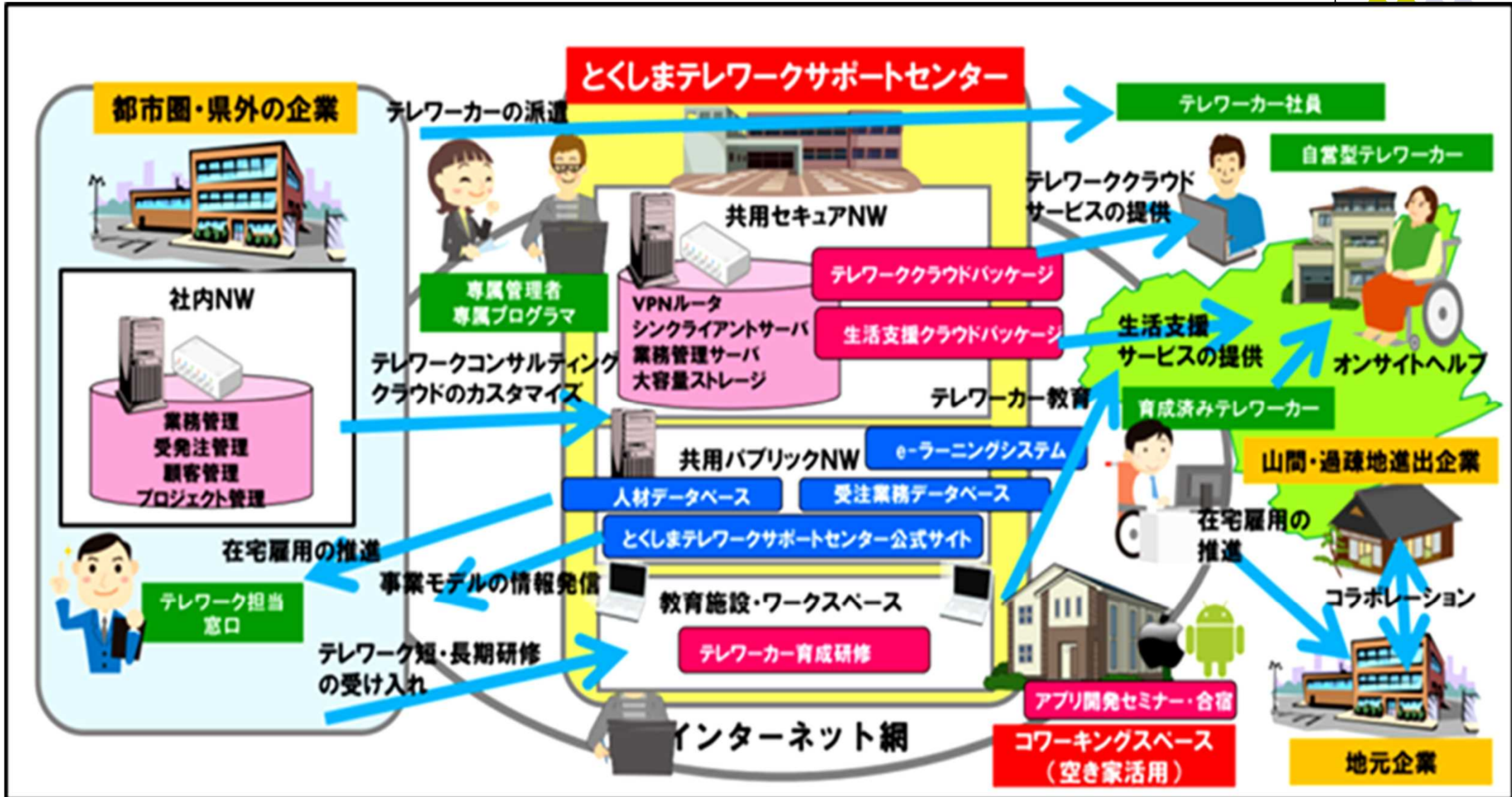
代表団体名	特定非営利活動法人ジェイシーアイ・テレワーカーズ・ネットワーク
代表者名	理事長 猪子和幸
共同提案 団体名	徳島県 鳴門市 株式会社インフォ・クリエイツ 公益財団法人 e-とくしま推進財団 株式会社トクジム 日本システム開発株式会社 特定非営利活動法人チルドリン 徳島 株式会社トラストバンク 特定非営利活動法人子育て支援ネットワークとくしま 合同会社 花・花 特定非営利活動法人空き家バンクで福祉のまちづくりを考える会

とくしまテレワークサポートセンターの開設・運用

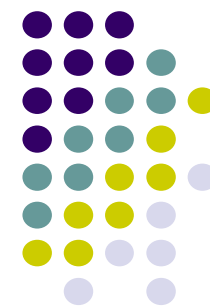
(実証内容)

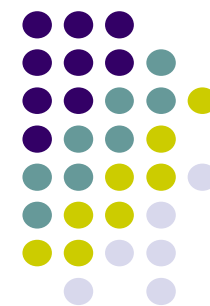
- ・本事業の中核となるICT基盤を包括した、「とくしまテレワークサポートセンター」を、
徳島県鳴門市・旧川崎小学校3階に開設し、
- ・「JCI在宅就業支援センター」(東京都品川区のデータセンターに管理委託、VPNネットワーク・クラウド型サーバで構成されたコンピュータシステム)を移設し、
システムのレベルアップ・スケールアップを実施する。

①全体図



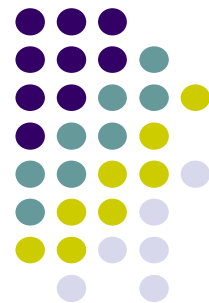
旧川崎小特別教室棟外観





令和3年度末、システム老朽化のため、
全面撤去した。





(2) e-ラーニングによる障害者IT技能養成科職業訓練」の実現

障害者在宅で IT技能習得

がNPO法人JCIテレワークーズネットワーク(鳴門市)に講座を委託する。パソコン初心者でも基礎から学ぶことができ、訓練生を募っている。

職業訓練に通うことが難しい障害者が自宅でIT技能を習得できるようにした徳島県内初の職業訓練講座が、11月19日に開講する。国の障害者雇用促進事業の一環で、県

講座は「eラーニングコース」と名付け、定員は10人。受講期間は2014年2月18日までの3カ月間で、訓練生はインターネット経由でパソコンに配信される教材を使い、都合の良い時間帯に学習できる。受講無料(任意購入のテキスト代は別途必要)で、パソコンとネット環境を整える通信機材も無償で貸し出す。受講時間は340時間程度。パソコンの基礎から始まり、ワープロや表計算ソフトなど就職に必要な技術を学んでもらう。月1回、

鳴門のNPO 職業訓練

来月開講 受講生募る

JCIは、障害者が在宅就業できる環境づくりを目指し、1999年に発足した。県が2004年度から始めた障害者職業訓練では当初からIT技能養成講座を委託され、訓練会場に通ってもらった形で200人を超える人材を育成してきた。しかし、精神障害者で集合教育が苦手な人や、移動が困難な重度障害者らは講座を受講しにくいという課題が生じていた。



在宅職業訓練に向け、パソコン配信用のテキストを作るJCIスタッフ(鳴門中麻町)

訓練内容の直接指導や理解が実現し、訓練生は時間を把握するための面接と場所の制約から解放され、徳島市の県立障害者交流プラザで、来場できない「在宅就業」に向けて役立つ「eラーニング」が訪れる。JCIスタッフは訪問指導に対応する。JCIは、障害者が在宅就業できる環境づくりを目指し、1999年に発足した。県が2004年度から始めた障害者職業訓練では当初からIT技能養成講座を委託され、訓練会場に通ってもらった形で200人を超える人材を育成してきた。しかし、精神障害者で集合教育が苦手な人や、移動が困難な重度障害者らは講座を受講しにくいという課題が生じていた。

(藤長英之)



在宅のIT技能職業訓練の入校式であいさつする猪子理事長(徳島市の県立障害者交流プラザ)

障害者自宅でIT習得

県内初 職業訓練講座スタート

障害者が自宅でIT技能を習得できる職業訓練講座「eラーニングコース」の入校式が19日、徳島市の県立障害者交流プラザであり、33〜62歳の9人が受講を始めた。障害のために訓練会場に通うことが難しい人が対象で、インターネット経由でパソコンに配信される教材を使って都合の良い時間帯に学習できる県内初の試み。

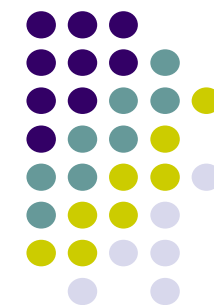
入校式では、県から実施委託を受けたNPO法人JCIテレワークーズネットワーク(鳴門市)の猪子理事長が「時間と場所の制約から解放された新しい学習方式。それぞれの生活に合った計画を立てて学習してほしい」とあいさつ。スタッフがパソコンを使った学習方法について説明した。

18日まで、約340時間かけて、パソコンの基礎からワープロや表計算ソフトなど就職に必要な技術を学ぶ。脳の血管が詰まって右手、右脚が不自由になった美馬市の中村一弘さん(38)は「移動が大変なので自宅で訓練できるのがあるがたい。しっかり技術を身に付けたい」と話した。

(藤長英之)

(3) テレワークに特化した「ICT技術者」育成の全国展開

- ◆ 平成27年9月に、徳島県が公募した「**徳島県地域創生人材育成事業**」に応募・採択され、
 - ・「テレワーカー育成コース(非雇用型, eラーニング)
 - ・「テレワークコーディネーター育成コース」(雇用型)の実施が決まった。
(ともに, 11月2日～28年3月末, 5か月／500時間)
- ◆ **事業の目的は,**
 - ・地域で必要な「人材ニーズ」に対応するため, 「従来の公的職業訓練の枠組み」では対応できない人材育成を, 創意・工夫に基づく新たな手法で, 効果的に実施する。



【実績】

【科・コース設定の基本方針】

- ・テレワークの健全な発展に資する事業であること。
- ・テレワーカーとテレワークコーディネーターの育成を併行して実施すること。
- ・訓練終了後、直ちに、参加できる「実業務」を用意すること。
- ・「雇用型」以外は、全コースを、eラーニング方式で実施すること。

【27年度】

年度	科・コース名	型	期間(月・時間)	受講者
27年	テレワークコーディネーター育成科	雇用型	5か月・500時間	4名
	テレワーカー育成科基礎・実践コース	非雇用型	5か月・500時間	15名
	テレワーカー育成科DTP・電子書籍コース	非雇用型	5か月・500時間	27名

【計 46名】

◆27年度終了者の状況◆

- ・テレワークコーディネーター育成科受講者1名を、28年度当初から、本会事務局員として雇用した。
- ・テレワーカー育成科Web専門コース受講者のうち8名が、本年10月から開始した「総務省Webアクセシビリティ検査業務」に、有資格者として参加している。



【28年度】

年度	科・コース名	型	期間(月・時間)	受講者
28年	テレワークコーディネーター育成科	雇用型	9か月・900時間	4名
	テレワーカー育成科基礎・実践コース	非雇用型	5か月・500時間	13名
	テレワーカー育成科DTP・電子書籍コース	非雇用型	5か月・500時間	19名

◆28年度終了者の状況◆

【計 36名】

- ・テレワークコーディネーター育成科受講者の内、2名を、29年度当初から、本会事務局員として雇用した。
- ・テレワーカー育成科DTP・電子書籍コース受講者のうち10名が、本年5月から開始した、「JCIテキスト電子書籍化業務」に参加している。

【29年度】

年度	科・コース名	型	期間(月・時間)	受講者
29年	テレワークコーディネーター育成科	雇用型	8.5か月・850時間	4名
	テレワーカー育成科基礎・実践コース	非雇用型	5か月・500時間	7名
	テレワーカー育成科データエントリーコース	非雇用型	5か月・500時間	10名

【計 21名】

(4) 雇用契約に基づく在宅・フルタイム就職の実現

【NUL アクセシビリティ 株式会社への完全在宅・フルタイム就職】

1 実現の要件

- ①実業務に耐える専門性の高いICT利活用技術の習得
- ②健全な職業観の確立(自己実現, 社会貢献)
- ③「オンサイト・ヘルプ(本会スタッフによる業務・生活の支援)」の徹底

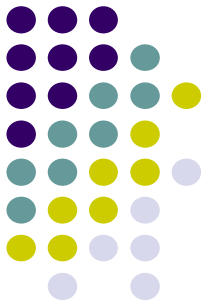
2 実現への経緯

29年当初に、特例子会社設立を検討している、日本ユニシス株式会社(東証一部上場)から

- ・新設会社の業務を「ウェブアクセシビリティ検査業務」に特化し、JCI会員を、在宅勤務社員として雇用することを検討している旨の連絡を受けた。
- ・7月と11月に、取締役会長・人事部長を含む関係者が、本会活動拠点・事務局を見学。
- ・本会が推薦した候補者5名(重度身体障害者3名, 精神障害者・知的障害者各1名)との現地面接, 書類選考を経て, 採用が内定し,
- ・30年4月3日に、現地(徳島市)で、入社式を実施した。(別添資料)

【新着情報】令和元年9月11日に、今春、鴨島支援学校を卒業後、本会会員となり、ICT専門技術者を目指していた重度の身体障害者の、NUL アクセシビリティ 株式会社への入社が決まりました。

人材育成の独自性



① 障害者自身による「ICT教育の拡大再生産」

ICT講習会の受講者が、次回は、講師・補助員を担当して後進を育てる育成方法を、**反復・継続**することにより、会員のICTスキルは、年次的に**拡大・深化**している。

② OJTによる「実践的専門性」と「職業意識」の養成

クライアントからのオファーは、「**現在の力不足**」を理由にして**断らぬこと**と**人を外部に求めない**ことを、受注の基本ポリシーとし、必要な知識・技術は、**仕事を通して自らが求める**。

上の①②をシビアに実行することで、事業の「**持続的発展**」を支える人材を**全て自己調達**することが可能となっている。

「新生 J C I」実現に向けたロードマップ

特定非営利活動法人 ジェイシーアイ・テレワーカーズ・ネットワーク
理事長 猪子和幸

【基本理念】

1999年4月1日の創設以来23年間、「**チャレンジが主体**となっていく、**複合的な経営体**」の構築を目指して繰り返してきた試行錯誤の「**集大成**」である。

I 「一般社団法人 J C I アクセシビリティ協会」の設立

1 設立のコンセプト

- (1) 設立時の社員を、猪子和幸（個人）とNPO法人JCI（法人）とすることにより、両法人間での「人」と「知恵」のシームレスな往来を実現する。
- (2) 理事（5名）・監事（1名）は、原則、徳島県内から人選する。
- (3) 事務局の設置を明文化する。

2 事業の目的

- (1) 社会生活・職業生活弱者（障害者・高齢者他）の自立支援
- (2) アクセシビリティ検査員育成
- (3) アクセシビリティ検証・評価
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

3 具体的な事業内容

- (1) 教育用教材の開発・提供
 - ① JVS (JCI virtual school) メンテナンス・アップデート
 - ② 学習用書籍（講習会・自習用テキスト、参考書、問題集他）
紙版・電子版ともに、Amazon KDPでの配信を予定
- (2) 障害者自立支援機器の開発・提供
- (3) 障害者・高齢者他対象の講習会・講演会の実施
- (4) アクセシビリティ検査業務

II 現在、進行中の新規事業

- 1 県内の特定非営利活動法人「吉野川に生きる会」の「事業継続」支援
同法人が、令和2年度末に、一般財団法人 セブン-イレブン記念財団の「2021年度NPO基盤強化助成」を受けたことを契機に、パートナー契約に基づき、
 - (1) 事務局業務代行を受託し、本会スタッフ1名が先方の事務所に出勤
 - (2) 助成事業の事務・経理処理全般、ICT基盤（HP開設他）を担当

【吉野川に生きる会ホームページ】

URL <https://yoshinogawa-ikiru.org>



パートナー紹介

- ◆ 団体概要
- ◆ 部門別事業内容
- ◆ 安全な環境での信頼性の高い「テレワーク・ビジネス」の「全国展開」に向けロードマップ

団体概要
(NPO法人 JCI Teleworkers' Network)

■ 創設の理念・経緯


「互いの個性と人格と生き方を尊重し合い、共存・共栄する社会」こそが、人間社会の真の在り様であり「動くことを避けて自ら実現を図り、社会に貢献すること」が、すべての人の権利であり義務であるとの強い思いから、平成11年4月に創設、平成14年1月に特定非営利活動法人に認証されました。

「心身の障害、疾病、高齢などのために、社会生活・職業生活の中で被害者の立場を強いられる人々(チャレンジド)の社会的・経済的自立の実現」を目指します。



◆ アドプト活動実施報告（令和3年7月4日（日））
午前7時～8時

この日のアドプト活動は、「コロナ対策により全県一時中止」となりましたが、本会の担当地区では、独自に実施しました。土手の斜面の草は長く伸びて、連日の雨と露がたまり溜りやすく危険と判断し、道路の両側のみ実施しました。空き缶やペットボトルを拾い、1時間ほどで終了しました。



◆ アドプト活動実施報告（令和3年11月14日（日））
午前8時～9時

土手の斜面の草はざれいに対処されていて、ごみは、拾いやすかったです。ペットボトルやマスクが多く捨てられていました。瓶ボールのケースが捨ててあったのには、驚きました。

早成桐

近年、地球温暖化の問題は世界中の課題として取り扱われています。

大気中にCO₂をこれ以上増やさない様に削減対策として、当企業対策はよく各国でも行われていますが、大気中に排出されてしまったCO₂を吸収すると言う考え方はほとんどありません。そこで、私達は地球由来からの自然の摂理である植物のCO₂吸収の機能に着目しました。

当初は、植林活動に対し、全く収益性を考慮せず、純粋に「自然環境の改善」をテーマに進めてきましたが、植林活動にも限界があり、やはり収益性がない事業への投資と費用が足が足りなくなり、賛同者を増やす事ができませんでした。その様な状況下、桐の製造化について調査を開始した所、様々な使用用途がある桐を模造（建材やペレット燃料、活性炭、カーボン素材他）しました。まだ、研究開発途上ではありますが、低炭素、循環型社会の構築を担う大きな可能性がある原料であることが分かりました。



Ⅲ アクセシビリティ検査業務の独自受注を促進

【実績】

1 徳島県内全地方自治体Webサイトのアクセシビリティ診断を実施

2007年（平成19年）、本会は、徳島県が行う「平成19年度協働推進モデル創出事業」に応募・採択（事業名：県内地方自治体のWebアクセシビリティ現状調査と改善策の提案）され、徳島県と協働で、県庁を含む県内の25地方自治体のWebサイトすべてを対象に、アクセシビリティJISへの対応状況を診断し、全自治体に、診断結果報告書・解説書を提出した。

主管課と地方自治体のWeb担当者の協力的な対応に支えられ、大きな成果をあげることができた。

本事業では、障害当事者による実操作評価で、統一的な評価をするため考案した、「画像代替テキストの評価基準ルールブック」が高い評価を得た。



2 ウェブアクセシビリティセミナーの開催

2008年7月、先の「県内地方自治体のWebアクセシビリティ現状調査と改善策の提案」に続いて、徳島県・各市町村Web管理担当者ほか31名が参加された。

講演①は、JCI 猪子理事長が、JCIのWebサイト制作・アクセシビリティ事業への参画実績の紹介を通して、Webアクセシビリティの理解を深めた。

講演②は、JCI 鈴木事務局員が、Webアクセシビリティの診断方法のデモを中心とした、勉強会形式の講義を行った。



3 徳島県ホームページウェブアクセシビリティ現状調査及び修正サポート業務

2014年に、平成26年度 徳島県福祉基金助成金「新たな地域福祉の展開に寄与する先駆的・モデル的事業」に応募・採択され、徳島県庁含む県内25地方自治体のウェブサイトのJIS X8341-3:2010 対応状況を調査する事業を実施した。各自治体のウェブサイトから4頁をピックアップし、ウェブアクセシビリティ検査を実施し、検査結果を取り纏め、徳島県に提出した。

翌2015年、徳島県秘書課から、将来的にCMSの切替を検討していることが明かされ、「現行の徳島県ホームページの問題点を洗い出し、可能な範囲で修正し、ウェブアクセシビリティ方針策定の参考にしたい」という相談があり、同年度中に、徳島県ホームページの主要50頁のウェブアクセシビリティ検査を実施し、診断結果報告書・修正解説書を提出し、再検査まで手厚くサポートした。

4 「徳島県版CMS・Bayberry」開発への貢献

2016年、徳島県は、2009年から県内の地方自治体で使用してきたCMSの更新を決めた。

同年は、「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」が施行された年でもあり、新CMSには「ウェブアクセシビリティに配慮したホームページづくり」が、強く求められた。

新しい開発元は、県内業者から、プロポーザル方式で募集し、テック情報株式会社に決定した。

JCIは技術協力事業者として、同社に対し、ウェブアクセシビリティ機能・対応についての情報提供、ウェブコンテンツ実装方法の提案、FAQなどを通して、徳島県版CMS・Bayberryの開発に貢献した。

【参 考】

「第1回NPOアクセシビリティ支援プログラム」への参加（2005年）

ノーマライゼーション社会を目指すNPOを対象に、障害者や高齢者が使いやすいホームページ制作に必要な資金と技術を提供する第一回「NPOアクセシビリティ支援プログラム」に参加し、JCIは企画申請で全国1位を獲得した。

参加申請書の授賞式が2005年11月1日、東京都港区のNTTPコミュニケーションズ本社で開かれた。

受賞団体挨拶で、猪子和幸理事長は「ITを活用した障害者の就労支援をしている。今回の受賞を期に、当事者とともに操作性の高いサイトを目指す。支援技術の診断もしていきたい」と喜びを語った。



毎日新聞ユニバーサロン 2005年11月2日の記事より抜粋

「第2回NPOアクセシビリティ支援プログラムセミナー」（2006年）

2006年6月19日、東京千代田区の毎日ホールで「第2回NPOアクセシビリティ支援プログラム発表（Webアクセシビリティ・セミナー）」が開かれた。（NPO法人イー・エルダー主催 総務省、毎日新聞社 後援）

首都圏をはじめ、全国各地で活動するNPO職員や視覚障害者ら、約100人が参加し、さまざまな立場でアクセシビリティを実践する専門家らの講演が行われた。

猪子和幸理事長は、第1回のプログラムの助成金で、

- ・全盲のメンバーを含む、障害当事者のWebアクセシビリティ研修チームを発足させたこと。
- ・デンソーのアクセシビリティ事業の一部を受注したことなどを紹介。

今後の課題として、「Webアクセシビリティを障害者の専門職として定着させたい。そのためにはJIS化を請け負う何らかの組織の設立が必要」と訴えた。



毎日新聞ユニバーサロン 2006年6月21日の記事より抜粋

「新生JCI」実現に向けた ロードマップ

「チャレンジドが主体となっていく、複合的な経営体」の構築

【基本理念】

- 1999年4月1日の創設以来23年間、「チャレンジドが主体となっていく、複合的な経営体」の構築を目指して繰り返してきた試行錯誤の「集大成」である。



I 「一般社団法人JCIアクセシビリティ協会」の設立

1 設立のコンセプト

- (1) 設立時の社員を、猪子和幸(個人)とNPO法人JCI(法人)とすることにより、両法人間での「人」と「知恵」のシームレスな往来を実現する。
- (2) 理事(5名)・監事(1名)は、原則、徳島県内から人選する。
- (3) 事務局の設置を明文化する。



I 「一般社団法人JCIアクセシビリティ協会」の設立

2 事業の目的

- (1) 社会生活・職業生活弱者(障害者・高齢者他)の自立支援
- (2) アクセシビリティ検査員育成
- (3) アクセシビリティ検証・評価
- (4) その他当法人の目的を達成するために必要な事業



I 「一般社団法人JCIアクセシビリティ協会」の設立

3 具体的な事業内容

(1) 教育用教材の開発・提供

① JVS (JCI virtual school) メンテナンス・アップデート

② 学習用書籍 (講習会・自習用テキスト, 参考書, 問題集他)

紙版・電子版ともに, Amazon KDPでの配信を予定

(2) 障害者自立支援機器の開発・提供

(3) 障害者・高齢者他対象の講習会・講演会の実施

(4) アクセシビリティ検査業務

徳島県地域別平均気温 (平成10年)

地域	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	順位
徳島	8.1	5.6	8.2	15.7	19.1	20.8	25.1	26.0	22.0	18.0	13.0	10.1	17.7	2
徳島	8.1	7.9	10.8	17.2	21.1	22.8	27.3	28.9	25.3	21.1	13.9	10.1	17.7	2
木塚	2.8	3.7	8.1	15.8	18.1	20.1	24.1	25.8	21.8	17.8	8.8	5.3	14.6	5
日和佐	6.8	5.8	11	B3~O3と同様に...				38.0	25.5	21.2	14.4	10.8	17.9	1
判	涼	暑い	暑い					暑い			涼しい	暑い		

【操作-3】他のセルの色を設定します。

- 操作2の方法に準じて、月見出しの行 (B3~O3) を「薄緑色」、判定の行 (B9~M9) を「薄水色」に指定します。

Ⅱ 現在，進行中の新規事業

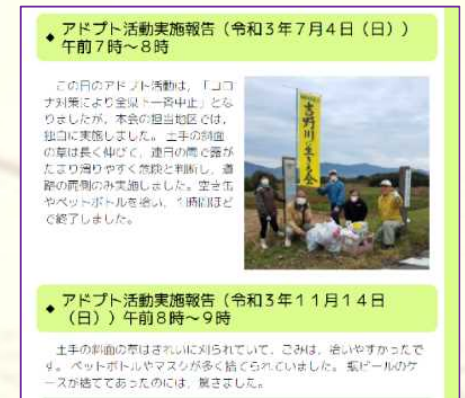
1 県内の特定非営利活動法人「吉野川に生きる会」の「事業継続」支援

同法人が，令和2年度末に，一般財団法人 セブン-イレブン記念財団の「2021年度NPO基盤強化助成」を受けたことを契機に，パートナー契約に基づき，

- (1) 事務局業務代行を受託し，本会スタッフ1名が先方の事務所に出勤
- (2) 助成事業の事務・経理処理全般，ICT基盤（HP開設他）を担当

Ⅱ 現在，進行中の新規事業

【吉野川に生きる会ホームページ】 URL <https://yoshinogawa-ikiru.org>



Ⅲ アクセシビリティ検査業務の独自受注を促進

【実績】

1 徳島県内全地方自治体Webサイトのアクセシビリティ診断を実施

- 2007年(平成19年), 本会は, 徳島県が行う「平成19年度協働推進モデル創出事業」に応募・採択(事業名: 県内地方自治体のWebアクセシビリティ現状調査と改善策の提案)され, 徳島県と協働で, 県庁を含む県内の25地方自治体のWebサイトすべてを対象に, アクセシビリティJISへの対応状況を診断し, 全自治体に, 診断結果報告書・解説書を提出した。
- 主管課と地方自治体のWeb担当者の協力的な対応に支えられ, 大きな成果をあげることができた。
- 本事業では, 障害当事者による実操作評価で, 統一的な評価をするため考案した, 「画像代替テキストの評価基準ルールブック」が高い評価を得た。



Ⅲ アクセシビリティ検査業務の独自受注を促進

2 ウェブアクセシビリティセミナーの開催

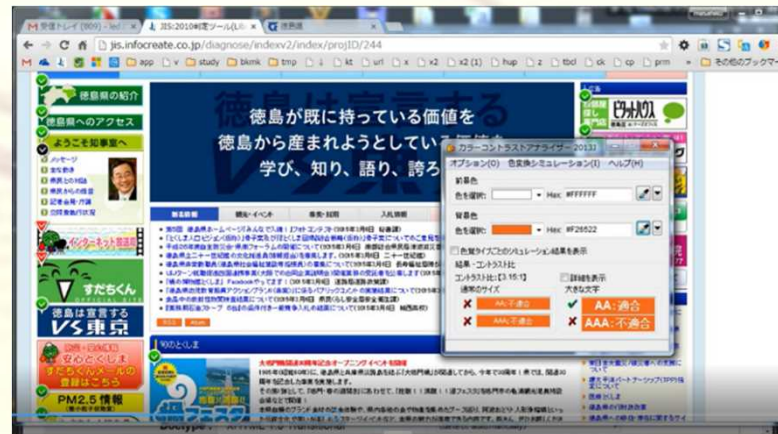
- 2008年7月、先の「県内地方自治体のWebアクセシビリティ現状調査と改善策の提案」に続いて、徳島県・各市町村Web管理担当者ほか31名が参加された。
- 講演①は、JCI猪子理事長が、JCIのWebサイト制作・アクセシビリティ事業への参画実績の紹介を通して、Webアクセシビリティの理解を深めた。
- 講演②は、JCI鈴木事務局員が、Webアクセシビリティの診断方法のデモを中心とした、勉強会形式の講義を行った。



Ⅲ アクセシビリティ検査業務の独自受注を促進

3 徳島県ホームページウェブアクセシビリティ現状調査及び修正サポート業務

- 2014年に、平成26年度 徳島県福祉基金助成金「新たな地域福祉の展開に寄与する先駆的・モデル的事業」に応募・採択され、徳島県庁含む県内25地方自治体のウェブサイトのJIS X8341-3:2010対応状況を調査する事業を実施した。
- 各自治体のウェブサイトから4頁をピックアップし、ウェブアクセシビリティ検査を実施し、検査結果を取り纏め、徳島県に提出した。
- 翌2015年、徳島県秘書課から、将来的にCMSの切替を検討していることが明かされ、「現行の徳島県ホームページの問題点を洗い出し、可能な範囲で修正し、ウェブアクセシビリティ方針策定の参考にしたい」という相談があり、同年度中に、徳島県ホームページの主要50頁のウェブアクセシビリティ検査を実施し、診断結果報告書・修正解説書を提出し、再検査まで手厚くサポートした。



Ⅲ アクセシビリティ検査業務の独自受注を促進

4 「徳島県版CMS・Bayberry」開発への貢献

- 2016年、徳島県は、2009年から県内の地方自治体で使用してきたCMSの更新を決めた。
- 同年は、「障害者差別解消法」と「障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例」が施行された年でもあり、新CMSには「ウェブアクセシビリティに配慮したホームページづくり」が、強く求められた。
- 新しい開発元は、県内業者から、プロポーザル方式で募集し、テック情報株式会社に決定した。
- JCIは技術協力事業者として、同社に対し、ウェブアクセシビリティ機能・対応についての情報提供、ウェブコンテンツ実装方法の提案、FAQなどを通して、徳島県版CMS・Bayberryの開発に貢献した。

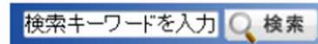
修正指示書 別添資料

7.2.4.6 G131

サイト内検索に視覚的なラベルがない



value 属性を指定し、下記のように入力内容を示す文字列を指定する。



```
<input type="text" title="検索キーワードを入力"
accesskey="a" value="検索キーワードを入力" class="text"
id="search-box" name="q">
```

【参考】

1 「第1回NPOアクセシビリティ支援プログラム」への参加(2005年)

- ノーマライゼーション社会を目指すNPOを対象に、障害者や高齢者が使いやすいホームページ制作に必要な資金と技術を提供する第一回「NPOアクセシビリティ支援プログラム」に参加し、JCIは企画申請で全国1位を獲得した。
- 参加申請書の授賞式が2005年11月1日、東京都港区のNTTPCコミュニケーションズ本社で開かれた。
- 受賞団体挨拶で、猪子和幸理事長は「ITを活用した障害者の就労支援をしている。今回の受賞を期に、当事者ととも操作性の高いサイトを目指す。支援技術の診断もしていきたい」と喜びを語った。



毎日新聞ユニバーサロン 2005年11月2日の記事より抜粋

【参考】

2 「第2回NPOアクセシビリティ支援プログラムセミナー」(2006年)

- 2006年6月19日、東京千代田区の毎日ホールで「第2回NPOアクセシビリティ支援プログラム発表(Webアクセシビリティ・セミナー)」が開かれた。(NPO法人イー・エルダー主催 総務省、毎日新聞社 後援)
- 首都圏をはじめ、全国各地で活動するNPO職員や視覚障害者ら、約100人が参加し、さまざまな立場でアクセシビリティを実践する専門家らの講演が行われた。
- 猪子和幸理事長は、第1回のプログラムの助成金で、
 - 全盲のメンバーを含む、障害当事者のWebアクセシビリティ研修チームを発足させたこと。
 - デンソーのアクセシビリティ事業の一部を受注したことなどを紹介。
- 今後の課題として、「Webアクセシビリティを障害者の専門職として定着させたい。そのためにはJIS化を請け負う何らかの組織の設立が必要」と訴えた。



毎日新聞ユニバーサロン 2006年6月21日の記事より抜粋

一般社団法人 J C I アクセシビリティ協会
定 款

令和4年7月1日作成

令和4年7月7日公証人認証

令和4年8月2日成立

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人 J C I アクセシビリティ協会と称する。

第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を徳島県鳴門市大麻町池谷字浜田96番地1に置く。

第3条 (目的)

当法人は、障害者・高齢者等の社会的・経済的自立及び生活環境改善に寄与することを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- (1) 高齢者・障がい者等の就業・就労支援事業
- (2) アクセシビリティ検査員育成事業
- (3) アクセシビリティ検証・評価事業
- (4) 教育用書籍の出版事業
- (5) 障害者自立支援機器の提供事業
- (6) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第4条 (公告)

当法人の公告は、電子公告により行う。

但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第5条 (機関の設置)

当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 社員

第6条 (社員)

当法人の社員は、当法人の目的に賛同した者であって、次条の規定により当法人の社員となったものとする。

第7条 (社員の資格の取得)

当法人の社員になろうとする者は、理事会の推薦を受けた後、社員総会の承認を得な

なければならない。

第 8 条 （経費の負担）

当法人の運営に必要な経費は、当法人の事業収益をもって賄うものとし、社員は経費負担の義務を負わない。

第 9 条 （退社）

社員は、任意にいつでも退社することができる。但し、予め、1ヶ月以上前に当法人に対して書面で退社の予告をするものとする。

第 10 条 （除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、又は、当法人の目的に反するような行為をしたとき、又は、社員としての義務に違反したときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）の規定による社員総会の決議により除名することができる。

第 11 条 （社員の資格の喪失）

社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 除名されたとき。
- (4) 総社員の同意があったとき。

第 12 条 （社員名簿）

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所ならびに基金の拠出額を記載した名簿を作成する。

第 3 章 社員総会

第 13 条 （社員総会）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第 14 条 （招集）

社員総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、代表理事がこれを招集する。

第15条（構成）

社員総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

第16条（権限）

社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 社員の資格の承認
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるものの他、法令又はこの定款で定める事項

第17条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、理事の互選により議長を定める。

第18条（議事録）

社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 理事及び監事

第19条（員数）

当法人には、理事3名以上及び監事1名を置く。

第20条（選任）

当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事

についても、同様とする。

- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

第21条（任期）

理事及び監事の任期は、就任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は、増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第22条（代表理事の選定及び職務権限）

当法人には、代表理事1名を置き、理事会の決議によりこれを定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。
- 3 代表理事をもって、理事長とする。

第23条（理事の職務及び権限）

理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

第24条（監事の職務及び権限）

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、必要に応じて業務及び財産の状況を調査することができる。

第5章 理事会

第25条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第26条（理事会の職務権限）

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行に関する重要事項の決定

- (2) 代表理事の選定及び解職
- (3) 法令に定める事項の決定

第27条 (種類及び開催)

理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

第28条 (招集)

理事会は、代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び一般法人法第101条第3項の規定に基づき監事が招集する場合を除く。

- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は一般法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

第29条 (議長)

理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

第30条 (決議)

理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第31条 (議事録)

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、議事録に署名又は記名捺印する。

第32条 (理事会規則)

理事会の運営に関して必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会

の規則で定める。

第6章 基金

第33条（基金の拠出）

当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

第34条（基金の拠出）

拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

第35条（基金の返還の手続）

基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って返還する。

第7章 計算

第36条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

第37条（剰余金の不分配）

当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散

第38条（定款の変更）

この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

第39条（解散）

当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

第40条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

第41条（設置等）

当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 3 重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附則

第42条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

第43条（設立時役員）

当法人の設立時の理事、代表理事及び監事は、次のとおりである。

設立時理事	猪子和幸
設立時理事	鈴木雅彦
設立時理事	村上晶一
設立時理事	大高幸男
設立時代表理事	猪子和幸
設立時監事	田尾忠雄

第44条（設立時社員）

当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

徳島県鳴門市大麻町池谷字丸池29番地の3

特定非営利活動法人ジェイシーアイ・テレワーカーズ・ネットワーク

徳島県鳴門市大麻町池谷字浜田96番地1
猪子和幸

第45条（根拠法令）

この定款に規定のない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人JCIアクセシビリティ協会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名捺印する。

令和4年7月1日

設立時社員 特定非営利活動法人ジェイシーアイ・テレワーカーズ・ネットワーク
理事 猪子 和幸 (印)

設立時社員 猪子 和幸 (印)